

# 解体工事業追加に係る制度措置について (施行:平成28年6月1日)

---

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

# 1. 建設業法改正について (経過措置を含む)

---

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
  - 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務
- 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
  - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
  - 談合の防止
  - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
  - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
    - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
    - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>(※)</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
    - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

**品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現**

<b>経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）</li> <li>➢ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）</li> <li>➢ 6/4 公布</li> </ul>
-----------	---

<b>施行日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）</li> <li>➢ H26.9.20に施行（①）</li> <li>➢ H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）</li> <li>➢ H28.6.1に施行予定（④）</li> </ul>
------------	--

施工能力を有する建設業者への発注
疎漏工事・公衆災害の防止
専門工事業の地位の安定、技術の向上



【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

## 建設業法

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

- 総合2業種
  - ・土木
  - ・建築
- 専門26業種
  - ・大工
  - ・左官
  - ・とび・土工
  - ・
  - ・

技術者

業種に応じた技術者を営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を有する技術者の配置が必要

とび・土工

**解体**

## 現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

## ○施行日

公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日

→平成28年6月1日

（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

## ○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**平成31年5月まで**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

# 解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告 示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ)足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量物の 運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事  ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき 工事、足場等仮設 工事、重量物の揚 重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、 コンクリートブロッ ク据付け工事、 <u>工 作物解体工事</u> ※  ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

## 2. 技術者要件について

---

# 解体工事の適正な施工確保に関する検討会

解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

## <委員>

- |        |                |
|--------|----------------|
| 朝吹香菜子  | 国土舘大学工学部准教授    |
| 笠井 哲朗  | 東海大学工学部教授      |
| ◎嘉納 成男 | 早稲田大学理工学術院教授   |
| 角田 誠   | 首都大学東京都市環境学部教授 |
| 湯浅 昇   | 日本大学生産工学部教授    |
|        | ◎座長 (五十音順、敬称略) |

## <開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント



## <とりまとめ(平成27年9月16日)>

### ◆新たな解体工事の技術者資格

#### 【監理技術者の資格等】

- ・ 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))、実務経験<sup>※1</sup>のいずれかの資格等を有する者

#### 【主任技術者の資格等】

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級又は2級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験<sup>※2</sup>のいずれかの資格等を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要



# 解体工事業の技術者要件

## ●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

## ●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

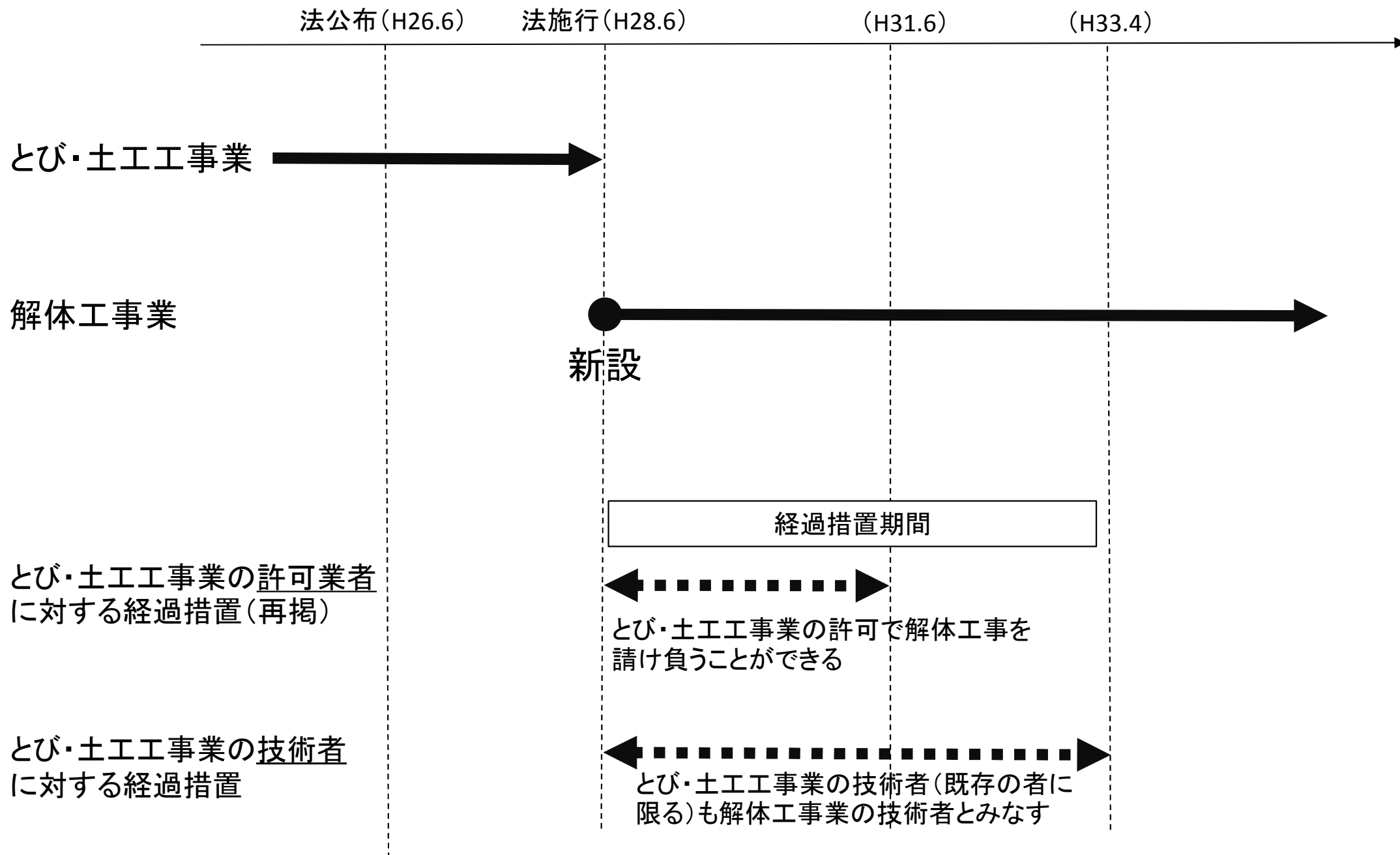
## ●主任技術者の資格等(追加)

- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

## ○技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

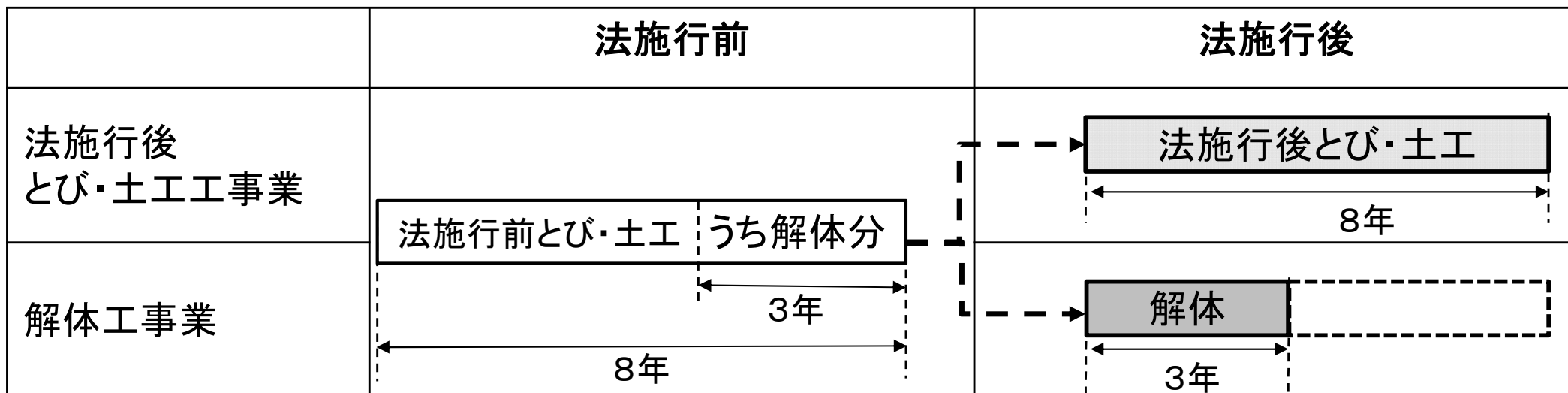
# とび・土工工事業の経過措置について



# 法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱

- ◆ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

## 法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意) 実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

# 登録解体工事講習について

## 登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

## 登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第            号)	
氏 名	
(生年月日            年    月    日)	
<p>この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第            号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。</p>	
修了年月日	年    月    日
登録講習実施機関代表者            印	
(登録番号 第            号)	

※平成28年6月1日より登録講習申請開始、登録後順次、官報公告を行う。